



広げよう 地域に根差した 思いやり あなたの町の民生委員



現在、町では32名の民生委員が活動しています。厚生労働大臣および群馬県知事から委嘱され『社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする』を基本姿勢としています。

奉仕者としての民生委員・児童委員と支援を必要とする人とは、常に対等な立場にあることを忘れず、個人の人格を尊重し、プライバシーを侵害することはありません。相手の同意のもと活動を進め、知り得た個人情報には守秘義務を厳守し、活動しています。

▼問合せ先 健康福祉課福祉室
☎54・31111（内線151）



こんな活動をしています

- 福祉サービスを利用している人や利用を希望する人が、なるべく自分の意向にそったサービスが利用できるように情報提供などの援助をしています。
- 現在300名を超えるひとり暮らしの高齢者の人など、さまざまな援助を必要とする人に対し、各人の能力に応じて自立した日常生活が送れるよう社会福祉協議会や町と連携を密にし、民間奉仕者という立場で相談を受けたり、援助をしています。
- 民生委員は児童福祉法により児童委員を兼務しています。年2回町内の小・中学校3校を訪問し、いじめ、不登校、非行、引きこもりなど支援を必要とする子どもや子育て家庭に対し、それぞれの抱える問題に応じ、利用し得る制度や関係機関などについて情報交換しています。
- 児童委員のうち、2名が主任児童委員として関係機関や団体との連絡・調整に当たっています。

森林を伐採するときには届出が必要ですよ

立木を伐採するときは、事前に「伐採および伐採後の造林の届出書」を提出することが法律で義務付けられています。

届出をしないと森林法第207条により、100万円以下の罰金に処せられます。

▼届出を行う者

●森林所有者（自分で伐採する場合、または請負による伐採の場合）

●森林所有者と立木買い受け者の連名（伐採業者などが森林

所有者から立木を買い受けて伐採する場合）

▼届出の提出先

伐採する森林がある市町村長 ※申請用紙は、役場産業建設課の窓口にあります。

▼届出の時期

伐採を始める90日から30日前まで

▼問合せ先 渋川森林事務所
☎22・2763

▼問合せ先 役場産業建設課
☎54・31111（内線166）

農地の保全管理のお願い

農地の保全とその有効利用を進めるため、農業委員会では、毎年耕作放棄地調査（農地パトロール）を実施しています。

雑草などが生い茂ったまま放置しておく、火災・病虫害・交通事故などの発生原因となる恐れがあり、周囲の耕作地や住宅の人に大変迷惑となります。除草などをして解消のご協力をお願いします。

▼問合せ先 産業建設課

農業委員会事務局
☎54・31111（内線167）



今月の納税

固定資産税……………1期

軽自動車税……………1期

納期限 5月31日(木)

便利で確実な口座振替も
利用できます

納期限は5月31日(木) 軽自動車税・自動車税の納期

軽自動車税

軽自動車税は毎年4月1日現在、町に登録されている所有者などに課税されます。5月中旬に送付される納税通知書により、納期限までに納めてください。

▼納税場所

県内の指定金融機関、郵便局、役場、コンビニエンスストア
※詳しくは納税通知書裏面でご確認ください。

▼その他

口座振替納税をご利用の場合、引落し日は5月31日(木)です。前営業日までに預金残高を必ずご確認ください。口座振替納税の納税証明書は6月中旬に送付します。それ以前に必要な人は、役場税務室までお問合せください。

▼問合せ先

財務課税務室
☎54・3111 (内線137)

自動車税

自動車税は、毎年4月1日現在の車検証上の所有者(割賦販

売の場合は使用者)に課税となる県税です。5月上旬に送付される納税通知書により、納期限までに納めてください。

▼納税場所

県内の金融機関、郵便局、自動車税事務所、県税事務所、行政県税事務所、コンビニエンスストア、「Pay-easy(ペイジー)」対応のインターネットバンキング・モバイルバンキング・ATM
※詳しくは5月に送付される納税通知書、またはTAXホームページ <http://www.pref.gunma.jp> でご確認ください。

▼その他

口座振替納税をご利用の場合、引落し日は5月31日(木)です。前営業日までに預金残高を必ずご確認ください。これから申込む場合は、平成25年度の納税からのご利用となります。

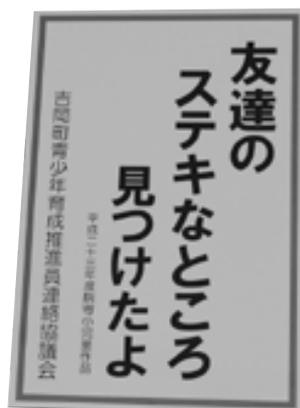
▼問合せ先

渋川行政県税事務所
☎22・4050
群馬県自動車税事務所
☎027・263・4343

青少年健全育成を進めるために

明治小の北側コンクリート壁、駒寄小南側のフェンス内、吉岡中体育館駐車場の花壇にある『健全育成標語の看板』をご覧になったでしょうか。看板の標語はそれぞれの学校内で募集をし、選ばれた作品です。毎年募集し張り替えています。

看板に名前は書いてありませんが、校内の児童生徒は誰の作品か知っています。身近な人の作品だからこそ親しみがわき、標語を見るたびに自分を振り返ることができるのではと思います。



「自分はいつも見守られている。一人ではなくそばに誰かがいてくれる。声を出せば応えてくれる人がいる。」こんな地域であり続ければ、子どもたちは健やかに成長していくことでしょう。



町では、町民の皆さんの健康増進ならびに地域の振興および交流を図っていただくため、よしおか温泉「リバートピア吉岡」の町民特別無料招待券を進呈します。

町民特別無料招待券は、この広報紙と一緒に配られています。ぜひご利用ください。

有効期限 平成24年7月31日(火)

▶問合せ先 財務課財政室
☎54・3111(内線131)